

付加年金をご存じですか？

国民年金の被保険者は、通常の年金保険料と合わせて月 400 円の付加保険料を納付することができます。

付加保険料は、納付した月数に応じた額の半額が、年額として毎年老齢基礎年金の受給額に加算されます。

- ・手続き方法
町民課に備え付けの用紙に必要事項を記入し、町民課または年金事務所にご提出ください。
- ・付加年金額の計算式
 $200 \text{ 円} \times \text{付加保険料を納付した月数}$
- ・計算例
付加保険料を 10 年間（120 月）納付したとすると、納付額は $400 \text{ 円} \times 120 \text{ 月} = 48,000 \text{ 円}$ の納付となります。
付加年金額は 24,000 円となるため、65 歳からはこの金額を老齢基礎年金に上乗せして毎年受給することができます。
付加保険料を納付した方は、老齢基礎年金を 2 年間受給すれば納付した付加保険料の元が取れることとなります。
- ・付加保険料の納付方法
付加保険料は申込した月分から納付していただくことになります。
申込後、日本年金機構より送付される付加保険料込みの納付書（前納で納付済みの方は付加保険料の納付書）でお近くの金融機関、コンビニエンスストア等で納付することができます。口座振替、クレジットカードによる納付も可能です。

※国民年金第一号被保険者または 65 歳以下の任意加入被保険者のみ活用することができます。また老齢基礎年金の受給資格がない方や国民年金基金加入者は申し込みできません。

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 図町民課 国保年金担当 ☎ 内線 123

「うめりん救急あんしんキット・救急医療情報キット」は正しく設置されていますか？

うめりん救急あんしんキット・救急医療情報キットは、自宅で体調が悪くなり救急で医療機関に行く場合や、災害時に避難所等に行く場合など、「もしも・・・」のときにあなたの命の情報を伝える、安全と安心を守るためのシステムです。

あなたの「持病」「かかりつけ医療機関」「緊急連絡先」「介護保険」などの情報を容器に入れ、ご家庭にある冷蔵庫に保管しておき、「もしも・・・」のとき本人や家族、救急隊などがその容器を本人とともに医療機関や避難所等に持参することで、救急隊・医師などから適切で迅速な処置を受けやすくし、また、緊急連絡により親族などからいち早い協力が得られることを願って作成しています。

キットの容器の中に入れるもの

- 救急情報を記入した「救急情報用紙」
- 医療機関や薬局等からの「薬剤情報提供（薬剤説明）書」
- 「診察券の写し」や「健康保険証の写し」
- 「本人の写真」など
- ※診察券や健康保険証はコピーしたものをに入れてください。
- 現金は絶対に入れないでください。

設置場所

ご家庭にある冷蔵庫の中の扉側棚

表示シール・ステッカー

キットを設置したことが分かるように、次の場所に貼ってください。

○表示シール（粘着糊式）→ 玄関の扉の裏側（防犯を考慮し、必ず扉の裏側に貼ってください。）

○表示ステッカー（マグネット式）→ 冷蔵庫の扉の表側

変更があったとき

キットの容器に入れた救急情報は、常に新しい内容に書き換えたり入れ替えたりして保管してください。救急情報の記入用紙が不足するときは、健康福祉課で配付いたします。

図健康福祉課 高齢者介護担当 ☎ 内線 115・116



うめりん救急あんしんキット・救急医療情報キット

町長室から

越生町長
新井 康之



平物産（株）裁判 口頭弁論終結 判決へ

平物産（株）に対する裁判は 9 月 4 日、第 2 回口頭弁論がさいたま地方裁判所川越支部で行われ、傍聴に行きました。

平物産（株）側から書面の提出がありましたが、この裁判の口頭弁論はこれで終結し、裁判官は判決の言い渡し期日を 11 月に指定しました。

なお、この問題は町が所有する普通河川橋戸川の一部を、相手側が町長の許可を得ることなく占有していることによるものです。過去 40 年以上も解決を先送りされてきましたが、私は、この問題を法的に解決させるため、昨年 7 月に裁判を提起しました。

自然災害に注意を

8 月は自然災害の警報等が特に多く発せられ、それに伴い町では警戒体制をとりました。

8 月 7 日は午後 5 時過ぎ、急に雷雨が激しくなりました。8 月 16 日には台風 7 号が東にそれはしましたが、非常に強い勢力で関東地方を直撃するかと思われました。また台風 10 号は動きが遅く、8 月 29 日から 3 日間徹夜で警戒しました。この 3 件とも多量の雨が降り、記録的短時間大雨情報、大雨警報（土砂災害）等が発表されました。町は直ちに災害対策本部を設置し警戒体制をとるとともに、中央公民館と梅園コミュニティ館を避難所として開設しました。

また、8 月 8 日午後 7 時過ぎに「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。私は翌朝直ちに臨時課長会議を開き、地震への備えと警戒体制の構築を指示しました。なおこの注意の呼びかけは 8 月 15 日午後 5 時をもって終了しました。

町は、防災体制を一層強化し、町民の皆さまの生命と財産を全力で守っていく覚悟です。いつ起こるか分からないさまざまな災害に対し、事前に備えることを目的として町は防災マップを作成し全戸配布させていただいています。町民の皆さまには、この防災マップを十分活用していただきますようお願いいたします。



ホームページ QR

空き家バンク成約件数 県内 1 位

越生町は、空き家バンク成約数が埼玉県で第 1 位です。（令和 6 年 3 月末時点。広域地域で組織している団体を除く。）

空き家バンク制度は、町内にある空き家等を売りたい、貸したい方にその物件を町に登録してもらい、町内に住みたい、生活したいと考えている方に情報提供を行い、越生町への移住・定住を進め、町の活性化につなげることを目的とする制度です。

空き家等を有効活用し、元気な越生町を創るため、町内に空き家等をお持ちでしたら、その物件をぜひ空き家バンクに登録をお願いいたします。

登録した建物が成約となった場合、空き家を登録していただいた方に奨励金、同バンクで建物を購入した方が、その建物を修繕しようとした際の修繕費を補助する制度があります。詳細は企画財政課にお問い合わせください。



空き家バンクで購入、改修後の建物

子育ての窓

第 3 子以降保育料無料

第 3 子以降のお子さんは、3 歳未満の保育料が無料（最大月 58,900 円）です。

